

協会  
漁協  
川総  
磨常  
球通

# 定款一部変更は否決

## 賛成3分の2以上得られず

球通川漁協の福川泰  
注組合長の再任総会  
が先月31日、八代市千  
工文化センターで開か  
れ、上程された8議案  
のうち昨年度の事業報  
告や賦課金額などの8  
議案を賛成多数で承  
認。定款の一部変更  
は、決議に必要な3分  
の2以上の賛成を得ら  
れず否決された。

正組合員924人の  
うち本人44人と書面決  
議書647人の計691  
人が出席。  
福川組合長は「水害  
の影響で工口が絶えず  
るが不安だったが、す  
べて75万匹が絶えずし  
ており、中間育成の稚ア  
ニを育てる昨年度を大  
きく上回る250万匹  
が放流できたのは、  
ただ、心配なのは川の  
状況が分からない。解  
禁日まで大きくな  
り、多くの遊漁者が来  
るとを願う」とあり  
ます。

議事では、昨年度の  
事業報告書、今年度の  
事業計画、組合員の賦  
課金額なども議案につ  
いては過半数の賛成が  
あり、いずれも承認。  
水産業協同組合法取  
正に伴った定款の一部変  
更は「賛成439人、  
「反対508人、無  
効17人で、3分の2  
以上にあたる460人

に届かず否決となっ  
た。  
組合員は3月10日に  
同会議で臨時総会を開  
き、組合員が減少する  
中で総額制が財政負担

にならないとして、  
総額制廃止案も定款  
と規約の改正を提案  
したが、3分の2以上の  
賛成にむずか4人足  
らず、否決されてい  
る。

今回の定款変更は、  
前回とは違い水産業協  
同組合法改正に伴いも  
ので、福川組合長は「な  
ぜ反対されるのか理解  
できない。ただ、この  
まま放置はできない。  
今後については検討し  
たい」と語っている。  
また、前回の臨時総  
会の書面決議書につい  
ては「署名し立ってがあ  
り、署名した結果、同  
じ署名などの不正行為  
があったことも明らか  
になった。



昨年度事業報告など8議案は賛成多数で承認した総会

に届かず否決となっ  
た。  
組合員は3月10日に  
同会議で臨時総会を開  
き、組合員が減少する  
中で総額制が財政負担

にならないとして、  
総額制廃止案も定款  
と規約の改正を提案  
したが、3分の2以上の  
賛成にむずか4人足  
らず、否決されてい  
る。

今回の定款変更は、  
前回とは違い水産業協  
同組合法改正に伴いも  
ので、福川組合長は「な  
ぜ反対されるのか理解  
できない。ただ、この  
まま放置はできない。  
今後については検討し  
たい」と語っている。  
また、前回の臨時総  
会の書面決議書につい  
ては「署名し立ってがあ  
り、署名した結果、同  
じ署名などの不正行為  
があったことも明らか  
になった。

申し訳ございませんが、ファックスの受信が完了していない可能性がありますのでお知らせいたします。大変お手数ですが、送信者へご確認のうえ、再度送信をご依頼くださいますようお願いいたします。

また理由として以下のいずれかが考えられます：

1. ファックスの送信処理が中断された
2. ファックスの終了信号を受信できなかった
3. 要求されたファイル形式に変換できなかった

令和3年3月19日

正組合員 各位

球磨川漁業協同組合

代表理事組合長 堀川 泰注

(公印省略)

## 通常総会開催について(ご案内)

万緑の候、組合員様におかれましては益々ご盛栄の事とお喜び申し上げます。  
さて、ご案内の通り通常総会を開催致します。本来、組合員様のご意見をお聞きしたい所ですが、新型コロナウイルスの感染防止の為、出来るだけ書面議決書で投票を行って頂きますよう、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

## 記

1. 開催日時 令和3年3月31日(水)午前10時00分  
(受付時間 午前9時15分から午前9時50分まで)
2. 場 所 八代市千丁文化センター パトリア千丁 (TEL0965 - 46 - 1888)
3. 議 案
  - 第1号議案 令和2年度事業報告書・貸借対照表・損益計算書及び剰余金処分計算書等の件
  - 第2号議案 令和3年度事業計画収支予算(案)承認の件
  - 第3号議案 令和3年度中における経費の賦課金の額・納付期日承認の件  
賦課金の額は正組合員・准組合員とも4,000円とし、令和3年5月31日までに納付する。
  - 第4号議案 令和3年度行使料の額及び徴収期日承認の件(別紙の通り)
  - 第5号議案 理事及び監事の役員報酬決定の件
    - ①理事の報酬は総額1,270,000円以内とする。但し理事個々に対する支給額及び支給方法は理事会に一任する。
    - ②監事の報酬は総額250,000円以内とする。但し監事個々に対する支給額及び支給方法は監事会に一任する。
  - 第6号議案 令和3年度中における余裕金の預け先を肥後銀行・熊本銀行・熊本中央信用金庫・農林中央金庫と承認の件
  - 第7号議案 令和3年度中における借入金の最高限度額を10,000千円と決定の件
  - 第8号議案 増殖及び漁業生産力の発展に関する計画の件  
(※水産業協同組合法一部改正に伴うものです)
  - 第9号議案 定款(役員選任規程、総代選挙規程及び組合員資格審査規程含む)一部改正の件  
(※水産業協同組合法一部改正に伴うものです)

## 附帯決議

本日の決議事項中、行政庁の指示及び誤算誤字による変更修正は理事会に一任する。

※書面議決書は署名、捺印をされ、総会の前日3月30日(火)まで漁協事務所に到達する事とする。

※出席の際は組合員証か身分証明書(運転免許証・健康保険証)をご持参下さい。

※マスク着用の無い方及び発熱がある方は会場に入場出来ません。

定款

球磨川漁業協同組合定款の一部改正新旧対照条文(下線は改正部分)

第9号議案

改正後	現行
<p>(公告の方法) 第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この組合が、この組合の掲示場に掲示して公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後1月を経過する日</p> <p>(規約)</p> <p>第7条 この定款に定めるもののほか、業務の執行、会計その他必要な事項は、総会の決議を経て規約で定める。</p> <p>(組合員の資格)</p> <p>第8条 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。</p> <p>(1) この組合の地区内に住所を有し、かつ、水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする日数が1年を通じて30日を超える個人</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>2 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。</p> <p>(1) この組合の地区内に住所を有する水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする個人で、前項第1号に掲げる者以外のもの</p>	<p>(公告の方法) 第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この組合が、この組合の掲示場に掲示して公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後1箇月を経過する日</p> <p>(規約)</p> <p>第7条 この定款に定めるもののほか、業務の執行、会計その他必要な事項は、総会の議決を経て規約で定める。</p> <p>(組合員の資格)</p> <p>第8条 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。</p> <p>(1) この組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする日数が1年を通じて30日を超える個人</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>2 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。</p> <p>(1) この組合の地区内に住所を有する漁民で、前項第1号に掲げる者以外のもの</p>